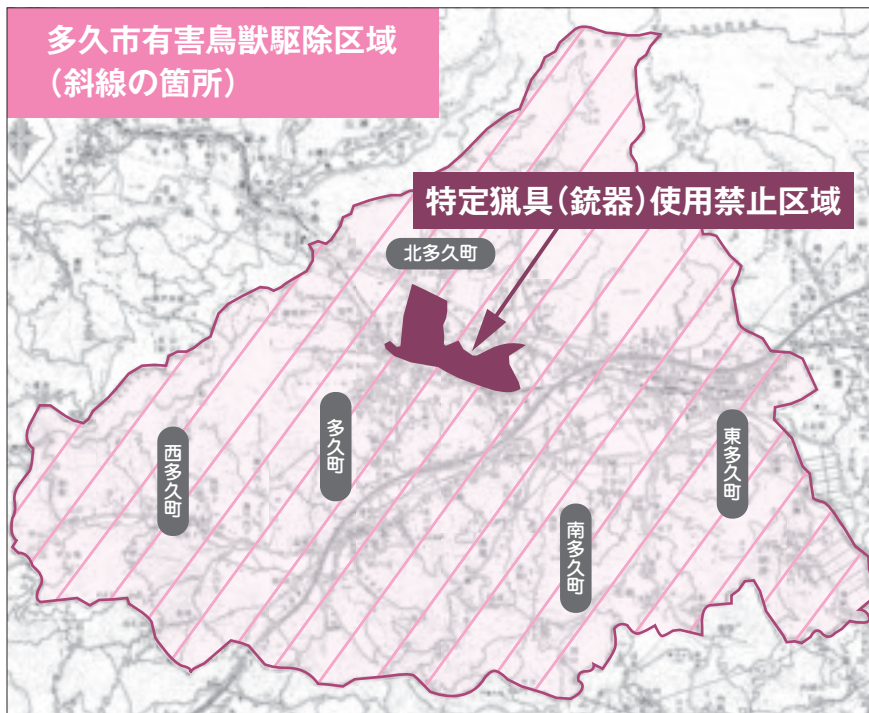


## 有害鳥獣の駆除を実施中です

農作物被害防止のため、猟友会による有害鳥獣の駆除を市内一円で実施しています。

山に入るときは、事故防止のため

次のことを心がけてください



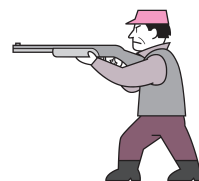
- ◆ 区 域 特定猟具（銃器）使用禁止区域を除く市内一円
- ◆ 対 象 イノシシ・カラス・ドバト
- ◆ 期 間 4月20日(日)～10月19日(日)
- ◆ 方 法 銃器、捕獲おり、わなによる捕獲

- 目立つ服装をする
- ラジオなどを携帯して、人がいることを周囲にわかるようにする。

■ 問い合わせ

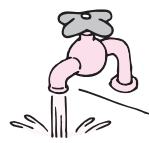
農林課 農政係

☎ 75-4825



## 水道課からののお知らせ

平成20年度の水質検査計画を策定しました



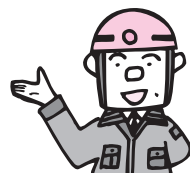
多久市では、「水道法」に基づいて、水の種類、水源の状況、過去の水質検査結果を踏まえ、今年度の水質検査計画を策定しました。

市で検査する水は坊山配水（佐賀西部広域水道企業団からの受水）、番所配水（厳木町多久市共同浄水場からの受水）、西多久配水（西多久浄水場）、船山配水（船山浄水場）、横山配水（横山浄水場）の計5か所の配水系統です。

原水の検査は、西多久浄水場、船山浄水場、横山浄水場の3か所を市水道課が実施し、佐賀西部広域水道企業団と厳木町多久市共同浄水場で処理される原水については、それぞれ佐賀西部広域水道企業団と唐津市水道部で検査されます。

検査計画の詳細と水質検査の結果は、水道課の窓口で自由に閲覧できます。

水道メーターは「計量法」により、8年に1回の交換が必要です



水道課では、毎年計画的に市内のメーターの交換を行っています。

今年度は、平成21年3月までに有効期限が切れるメーターを対象として、5月19日から7月3日にかけて、交換を行います。

対象のメーターは、市が委託した業者が訪問し、交換作業をしますので、みなさまのご協力をお願いします。

○ 対象となるご家庭には、ハガキでお知らせします。

○ ご不在の場合でも作業を行います。

○ 交換にともなう手数料などの個人負担は一切かかりません。

水道メーターは市が貸与しているものですので、大切に管理してください。

■ 問い合わせ

水道課（東庁舎1階）

☎ 75-3003